

杉戸町環境基本計画

第4期実施計画

平成30年3月

杉戸町

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 実施計画の位置付け	1
3. 実施計画期間	2
4. 目標と取組の体系	2
5. 実施計画の策定方針	4
6. 策定方法	4
7. 見直しの状況	5
8. 策定の状況	5
9. 第4期実施計画における重点施策	6
10. 第4期実施計画 具体的な施策一覧	
(1) 自然環境	7
(2) 食料・農業・農村	8
(3) 水環境	9
(4) ごみとリサイクル	10
(5) 有害化学物質	11
(6) エネルギーと地球環境	12
(7) 交通システム	13
(8) 魅力あふれる景観・心地よい暮らし	14
(9) 情報提供・環境教育・パートナーシップ	15
(10) 広域的視点からみた環境	16
【参考資料】第4期実施計画 施策の内容一覧	17

1. 策定の趣旨

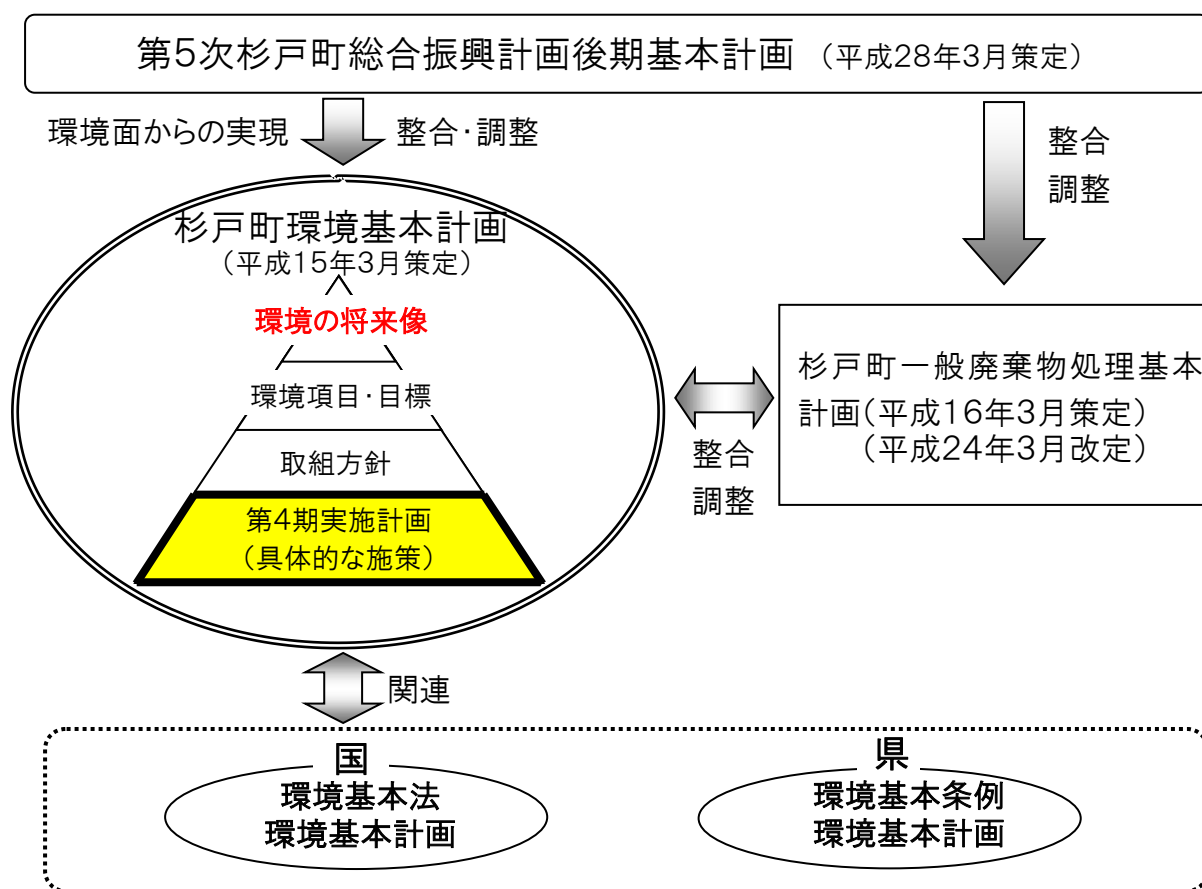
杉戸町環境基本計画は、20年間という長期的な目標のもと、住民、事業者、町が協働して、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的に取組を推進していくことにより、環境と共生した持続可能な社会を築き、町の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐとともに、住民の健康で豊かな生活を実現することを目的として平成15年3月に策定されました。

本実施計画は、持続可能な社会の発展を目指し、環境政策を積極的かつ計画的に推進するため、杉戸町環境基本計画で定められた主要項目・目標の達成に必要な事業（具体的な施策）を示し、平成30～34年度までの5年間に行う事業計画を策定するものです。

実施計画の策定にあたっては、第5次杉戸町総合振興計画後期基本計画に定められたまちづくりの方向性を踏まえて、杉戸町環境基本計画を着実に推進し、現在の環境問題に取り組むため実行性の高い事業計画とします。

2. 実施計画の位置付け

この計画は、『杉戸町環境基本計画』における『具体的な施策』となっており、第4期実施計画書（平成30～34年度）として位置付けております。



3. 実施計画期間

本計画の第2章「目標実現に向けた取組」には、『町の施策』として「取組方針に基づいた町が行う中長期的な施策の方針」を示しています。その中で、当面の5年間で取り組むべき『具体的な施策』について、見直しを行うものです。現在の第3期実施計画が平成25～29年度となっており、今年度で終了となります。そのため、平成30～34年度までの5年間を計画期間とする第4期実施計画として策定します。

平成15～19年度	平成20～24年度	平成25～29年度	平成30～34年度
環境基本計画（20年間）			
第1期実施計画			
	第2期実施計画		
		第3期実施計画	
			第4期実施計画

4. 目標と取組の体系

本計画では、20年後の「環境の将来像」を定め、この将来像を実現していくために、10の環境の項目ごとに環境目標と取組方針を定めています。住民、事業者、町は、共通の目標に向かって、取り組んでいきます。

◇20年後の「環境の将来像」

～良好な環境を維持しながら発展しているまち～

自然と共生し、地域特性を活かし本町らしさのある良好な環境を将来の世代に受け継いでいけるよう、持続可能な発展が実現されています。

～生きものの多様性を育む豊かな自然のあるまち～

身近な水辺・農地・野原・雑木林などの自然・生態系が保全され、自然環境とのふれあいを促進し、人々と水やみどり豊かな自然が共生するまちとなっています。

～健康で安全に生活できるまち～

人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などを抑制するとともに、より良い生活環境が確保されています。

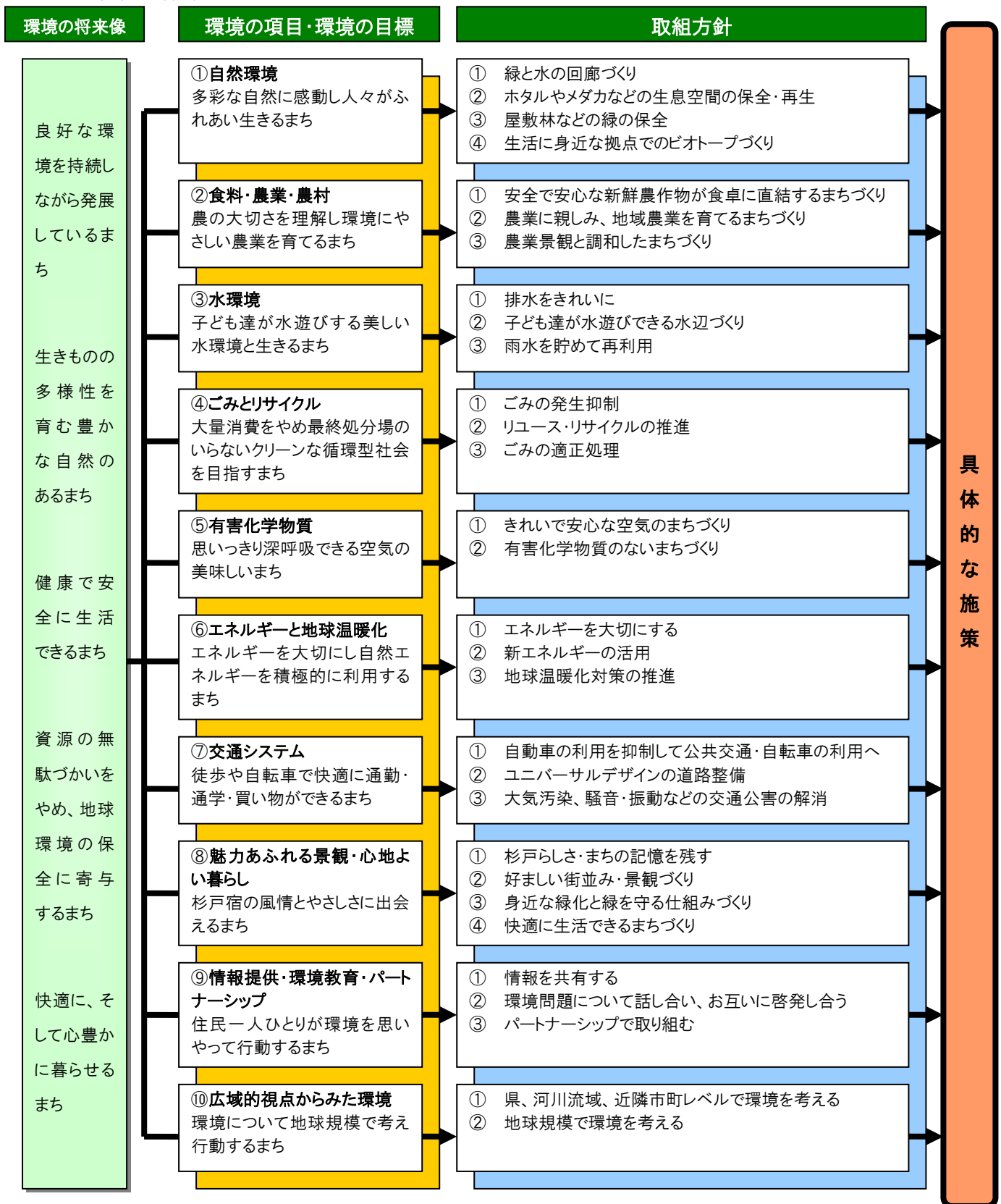
～資源の無駄づかいをやめ、地球環境の保全に寄与するまち～

環境への負担を少なくするために、資源の循環やエネルギーの有効活用を進め、地球環境の保全に貢献しています。

～快適に、そして心豊かに暮らせるまち～

町の静けさの確保、良好な景観の保全・形成、歴史や文化の保全・継承、美しくそして歴史ある街並みとの共存が図られた、人々にうるおいや安らぎをもたらすやさしいまちとなっています。

◇目標・取組の体系図



※今回の実施計画は、「具体的な施策」を対象として行います。

5. 実施計画の策定方針

「杉戸町環境基本計画」は、国や県の環境基本法・環境基本条例及び環境基本計画などの環境政策との整合性を図りつつ、町の総合振興計画を環境面から実現するため、21世紀を展望した地域の望ましい環境像と中長期的な目標を示し、現計画との連続性に配慮するとともに、環境行政に関する総合的な基本計画を実現するために位置づけられた実施計画（5年間で実施する具体的な施策）を策定するものとします。

6. 策定方法

1. 計画中の『具体的な施策』について、1項目ずつ調書を作成
2. 各施策を「継続」「見直し後継続」「終了」の3つに分類
3. 調書による各施策の進捗状況等から、今後5年間で実施する施策かどうかの検討
4. 施策（事務事業）の実現性・実効性を高めるものに修正
5. 同じような施策は統合をして、相互調整しながら推進
6. 近年の状況を踏まえて、新規事業を検討

※見直し分類について

① 「継続」とは

- ・ 計画の目標等を達成する上で、今後も取り組みが必要な施策

② 「見直し後継続」とは

- ・ 事業内容や取り組み方法等を変えれば取組可能な施策
- ・ 事業内容や取り組み方法等を変えれば効果向上の見込まれる施策
- ・ 他の施策と同じような内容で統合できる施策

③ 「終了」とは

- ・ 事業の実施に伴い完結した施策

7. 見直しの状況

《第3期実施計画における見直し状況》

環 境 項 目	施策数	継続	見直し	終了	施策統合に伴う減
1. 自然環境	12	3	7		2
2. 食料・農業・農村	15	4	7		4
3. 水環境	11(1)	10	1	(1)	
4. ごみとリサイクル	15	8	3	2	2
5. 有害化学物質	9	9			
6. エネルギーと地球環境	11	1	5	2	3
7. 交通システム	11	7	3	1	
8. 魅力あふれる景観・心地よい暮らし	19	13	3		3
9. 情報提供・環境教育・パートナーシップ	21	14	3		4
10. 広域的視点からみた環境	8	5	1	2	
合 計	132(1)	74	33	7(1)	18

※ ()内は再掲になります。

8. 策定の状況

《第4期実施計画策定状況》

環 境 項 目	施策数	継続	見直し
1. 自然環境	10	3	7
2. 食料・農業・農村	11	4	7
3. 水環境	11	10	1
4. ごみとリサイクル	11	8	3
5. 有害化学物質	9	9	
6. エネルギーと地球環境	6	1	5
7. 交通システム	10	7	3
8. 魅力あふれる景観・心地よい暮らし	16	13	3
9. 情報提供・環境教育・パートナーシップ	17	14	3
10. 広域的視点からみた環境	6	5	1
合 計	107	74	33

9. 第4期実施計画における重点施策

第5次杉戸町総合振興計画後期基本計画や杉戸町環境基本計画において、環境に配慮した取り組みとして

- ・持続可能な循環型社会の形成
- ・自然環境と調和した快適に暮らせる環境づくり

などを目指しています。第4期実施計画の策定にあたり、これらの目標達成に向けて、今後5年間で重点的に実施する事業について、下記のとおり設定します。

施 策 名 称(施策コード)	設 定 理 由
○定期的な生きもの調査の実施 (1-1-2-3)	生物の生息環境を保全するには、定期的な生きもの調査を実施し、現状を正しく把握することが保全対策の第一歩であるため。
○多量排出事業者への減量化の促進 (4-1-1-3) 目標値(平成34年度) 平成29年度対比 15%減 (一般廃棄物処理基本計画(改定)より)	杉戸屏風深輪産業団地造成に伴い、事業所から排出される可燃ごみの増加が懸念されることから、多量排出事業者への更なる減量化を促進するため。
○太陽光発電設備の導入促進 (6-1-2-1) 目標値(平成34年度) 補助件数 80件 (第5次杉戸町総合振興計画後期基本計画より)	低炭素で地球にやさしいエネルギー社会を実現するため、更なる制度の普及啓発を図るため。
○次世代自動車の導入促進 (6-1-2-2) 目標値(平成34年度) 補助件数 10件 (第5次杉戸町総合振興計画後期基本計画より)	地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図るため、更なる制度の普及啓発を図るため。

10. 第4期実施計画 具体的な施策一覧

(1) 自然環境

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
1. 自然環境				
1. 多彩な自然に感動し人々がふれあい生きるまち				
1. 緑と水の回廊づくり				
	1			緑の基本計画の推進
	2			生垣設置奨励補助制度の普及・拡充
	3			大落古利根川の維持
2. ホタルやメダカなどの生息空間の保全再生				
	1			土水路の保全
	2			調整池等におけるホタル池、トンボ池、魚の越冬池としての活用
	3			定期的な生きもの調査の実施
3. 屋敷林などの緑の保全				
	1			市民緑地の有効活用と環境保全
	2			保存樹木・樹林指定制度の普及・改善及び指定拡充
4. 生活に身近な拠点でのビオトープづくり				
	1			既存施設におけるビオトープの維持・活用
	2			住民参加方式などによる公園の整備改良、自主管理の検討

※ は見直し施策を表しています。

(2) 食料・農業・農村

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
2. 食料・農業・農村				
1. 農の大切さを理解し環境にやさしい農業を育てるまち				
1. 安全で安心な新鮮農作物が食卓に直結するまちづくり				
	1			低農薬・有機農業における情報収集・情報提供・普及啓発・支援
	2			剪定枝、雑草、落葉など農業への活用の推進・研究
	3			廃プラスチック等の農業廃棄物の収集の普及啓発・支援
	4			低農薬・有機農作物の学校給食への導入
	5			安全な杉戸産農産物のPRや直売所での販売の促進
	6			給食食材における放射性物質の測定・情報提供
2. 農業に親しみ、地域農業を育てるまちづくり				
	1			グリーンツーリズム事業(農業体験、余暇活動)の推進
	2			担い手の確保・育成
	3			転作作物の栽培促進
3. 農業景観と調和したまちづくり				
	1			農村景観や地域資源の保全
	2			休耕地の有効活用

※ は見直し施策を表しています。

(3) 水環境

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
3. 水環境				
1. 子ども達が水遊びする美しい水環境と生きるまち				
1. 排水をきれいに				
			1	一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)の推進
			2	公共下水道の整備・普及率向上(下水道計画区域)
			3	合併処理浄化槽の設置促進(下水道計画区域外)
			4	事業者への排水適正管理の指導強化
			5	浄化槽の法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理の指導強化
			6	道路側溝等の掃除の実施・支援
2. 子ども達が水遊びできる水辺づくり				
			1	大膳堀(杉戸小学校付近)の維持管理
			2	下水道への接続啓発(下水道接続率の向上)
			3	堀川などの一部水路への冬期導水
			4	雨水貯留施設水の活用等による水生生物の逃げ場となる湿地、水たまりの保全
3. 雨水を貯めて再利用				
			1	公園、学校等への雨水貯留施設の研究・設置

※ は見直し施策を表しています。

(4) ごみとリサイクル

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
4. ごみとリサイクル				
1. 大量消費をやめ最終処理場のいないクリーンな循環型社会を目指すまち				
1. ごみの発生抑制				
	1			ごみの発生抑制のための意識啓発
	2			3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
	3			多量排出事業者への減量化の促進
	4			ゼロエミッション地域(工場、工業団地)づくりの支援
2. リユース・リサイクルの推進				
	1			販売店への容器等の回収ボックスの設置促進
	2			容器包装(紙製、プラスチック製等)分別収集の促進
	3			リサイクル推進員及び連絡協議会の活動促進
	4			休止団体(子ども会)への地域による協力の支援
	5			3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
3. ごみの適正処理				
	1			一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の推進
	2			ごみの不法投棄、不当な野積み、野焼きの監視強化

※ は見直し施策を表しています。

(5) 有害化学物質

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
5. 有害化学物質				
1. 思いっきり深呼吸できる空気の美味しいまち				
1. きれいで安心な空気のまちづくり				
	1	ごみの自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化		
	2	事業者及び公共施設での緑化の推進・基準づくり		
2. 有害化学物質のないまちづくり				
	1	PRTR(化学物質排出移動量届出)等を活用した有害化学物質に関する情報収集、情報提供の推進		
	2	事業所等における有害化学物質の危機管理を含む管理強化		
	3	発生源施設に対する立ち入り調査の実施		
	4	公害防止施設の設置指導		
	5	シックハウス症候群に関する啓発、建築事業者への指導		
	6	公共施設への有害化学物質含有建材の使用抑制		
	7	環境にやさしい製品のPR推進		

(6) エネルギーと地球環境

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
6. エネルギーと地球環境				
1. エネルギーを大切に自然エネルギーを積極的に利用するまち				
1. エネルギーを大切にする				
			1	省エネルギーに関する情報発信、意識啓発
			2	電気、ガス、水道の平均使用量及び基準値達成度の調査・公表
2. 新エネルギーの活用				
			1	太陽光発電設備の導入促進
			2	次世代自動車の導入促進
			3	休耕地の有効利用によるエネルギー作物栽培の推進
3. 地球温暖化対策の推進				
			1	地球温暖化に関する情報提供、意識改革、行動指針の研究

※ は見直し施策を表しています。

(7) 交通システム

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
7. 交通システム				
1. 徒歩や自転車で快適に通勤・通学・買い物ができるまち				
1. 自動車の利用を抑制して公共交通・自転車の利用へ				
		1	公設の巡回バスのルート見直し等の検討	
		2	『ぐるっと埼玉サイクルネットワーク 道の駅アグリパークゆめすぎとと七福神を巡るルート』の維持管理及び情報提供	
		3	立哨指導及び自転車駐車場の利用促進と維持管理	
2. ユニバーサルデザインの道路整備				
		1	ユニバーサルデザインを導入した歩道の整備	
		2	信号機、道路反射鏡等の交通安全施設の整備	
3. 大気汚染、騒音・振動などの交通公害の解消				
		1	次世代自動車の普及推進(公用車更新時)	
		2	EV車、PHV車などの次世代自動車の急速充電施設等の誘致	
		3	アイドリングストップ運動、エコドライブの推進	
		4	幹線道路への植樹帯の設置または設置要請	
		5	幹線道路及び主要交差点における大気汚染調査の実施検討	

※ は見直し施策を表しています。

(8) 魅力あふれる景観・心地よい暮らし

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
8. 魅力あふれる景観・心地よい暮らし				
1. 杉戸宿の風情とやさしさに出会えるまち				
1. 杉戸らしさ・まちの記憶を残す				
	1			景観法に基づく届出により新規の大規模建築物の色彩を規制
	2			住民によるまち再発見の機会創出
	3			地域文化の活動支援や歴史的遺産の保存、管理
2. 好ましい街並み・景観づくり				
	1			屋外広告物規制の実施
	2			景観に配慮したごみ集積所の検討・設置
	3			まちの顔となる道路・地区での電線の地中化、移設等の対策推進
	4			放置自転車立哨指導及び自転車撤去の実施
	5			地区計画制度の有効活用による個性豊かな優れた景観づくりの展開
	6			樹木や空き地の計画的管理（剪定・消毒・草刈等）と周辺住民への周知の徹底
3. 身近な緑化と緑を守る仕組みづくり				
	1			緑化活動団体（ボランティアなど）と連絡する組織の支援
	2			杉戸花いっぱい運動ボランティアの活動支援
	3			民間団体等への緑化活動支援、活動地提供
4. 快適に生活できるまちづくり				
	1			犬のフンの放置、ごみのポイ捨て対策の徹底、条例化の検討
	2			警察との協力体制のもと交通安全啓発の推進
	3			公共施設等への率先したユニバーサルデザインの導入
	4			空間放射線量の測定・情報提供

※ は見直し施策を表しています。

(9) 情報提供・環境教育・パートナーシップ

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
9. 情報提供・環境教育・パートナーシップ				
1. 住民一人ひとりが環境を思いやって行動するまち				
1. 情報を共有する				
		1	ホームページや広報すぎと等を活用した環境情報の提供・充実	
2. 環境問題について話し合い、お互いに啓発し合う				
		1	総合的な学習の時間で環境問題への取組の拡充	
		2	自然体験(作物栽培・動物飼育等)を重視した環境教育の推進	
		3	子どもたちを主体とする環境保全活動の推進	
		4	各学校における環境教育主任をリーダーとする環境教育の推進	
		5	県作成資料等の環境教育資料としての有効活用	
		6	国、県、事業者等の環境活動実践リーダーの活用	
		7	環境保全活動組織(NPO等)の設立・活動支援	
		8	定期的な自然観察会、環境に関する講座・学習会を関係課と連携して開催	
		9	学校におけるビオトープを通した環境教育の推進	
3. パートナーシップで取り組む				
		1	住民、事業者、住民団体からなる組織づくりの推進	
		2	住民ボランティア制度の仕組みづくり	
		3	こどもエコクラブの活動支援	
		4	住民参加での環境施策決定のシステムづくりの検討	
		5	環境マネジメントシステムの管理運用	
		6	公的な環境管理(公害等)体制の設置検討	
		7	町議会での環境への取組強化に向けての働きかけ	

※ は見直し施策を表しています。

(1 0) 広域的視点からみた環境

項目	目標	取組方針	施策	具 体 的 な 施 策
10. 広域的視点からみた環境				
1. 環境について地球規模で考え行動するまち				
1. 県、河川流域、近隣市町レベルで環境を考える				
			1	大気汚染物質削減のための自動車対策の推進
			2	河川流域市町との連携による河川クリーン活動の実施
			3	水源地域の森林保全への支援と上下流交流の実施
2. 地球規模で環境を考える				
			1	公共事業における外材・熱帯材の使用削減
			2	海外交流事業における環境情報の交換
			3	S.L.C.A.(杉戸言語文化アドバイザー)との触れ合いを通じた環境学習の実施

※ は見直し施策を表しています。

【参考資料】第4期実施計画 施策の内容一覧

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
1-1-1-1	緑の基本計画の推進	緑の基本計画の推進及び見直しを行う。 事業者及び公共施設での緑化の推進・基準づくりを行う。
1-1-1-2	生垣設置奨励補助制度の普及・拡充	杉戸町生垣設置奨励補助制度の活用による街の緑づくりを支援する。
1-1-1-3	大落古利根川の維持	堤樹木害虫防除の実施。
1-1-2-1	土水路の保全	土水路の保全を行う。
1-1-2-2	調整池等におけるホタル池、トンボ池、魚の越冬池としての活用	既存調整池等について、可能なかぎり環境に配慮した適正管理を実施する。
1-1-2-3	定期的な生きもの調査の実施	関係部署、関係機関と協議・調整を実施し、杉戸町に生息する生物（絶滅危惧種）などの生息環境の保全のための生きもの調査を行う。
1-1-3-1	市民緑地の有効活用と環境保全	市民緑地の環境保全、親しみやすい自然の保護を推進し、市民緑地を町全体に PR する。 公有地化、トラスト運動等による既存樹林の公的担保の方策を検討し、既存樹林の保存の方策の検討及び現行での指定保存を行う。
1-1-3-2	保存樹木・樹林指定制度の普及・改善及び指定拡充	保存樹木・樹林指定制度の普及・改善及び指定拡充を図る。
1-1-4-1	既存施設におけるビオトープの維持・活用	大島新田調節池や生涯学習センターのビオトープを維持し、生態系の観察や自然環境の学習に活用する。
1-1-4-2	住民参加方式などによる公園の整備改良、自主管理の検討	自主管理について継続的に支援を実施する。また、自主管理の方法などを検討し、呼びかけをしていく。 ボランティア清掃に関して、支援を行う（ごみ袋の配布・回収）。 サポーターの募集を行う。 都市公園（17 施設）について、ホームページを活用して、公園情報の掲載。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
2-1-1-1	低農薬・有機農業における情報収集・情報提供・普及啓発・支援	低農薬・有機農業については、埼玉みずほ農業協同組合など関係機関と協力し、農家等への普及啓発や支援を行っていく。
2-1-1-2	剪定枝、雑草、落葉など農業への活用の推進・研究	剪定枝、雑草、公共施設などから出る落葉の農業への活用を推進・研究する。落葉等の活用事例を調査研究し、活用啓発を図る。
2-1-1-3	廃プラスチック等の農業廃棄物の収集の普及啓発・支援	杉戸町環境保全型農業推進協議会の運営を支援し、廃プラスチック等の農業廃棄物の収集の普及啓発・支援を行っていく。
2-1-1-4	低農薬・有機農作物の学校給食への導入	低農薬・有機農作物の学校給食への導入や杉戸産農産物（小松菜など）を使用する。
2-1-1-5	安全な杉戸産農産物のPRや直売所での販売の促進	生産者と連携し、直売イベントの実施や直売所の品揃えを充実し、杉戸産農産物のPR及び販売を促進する。
2-1-1-6	給食食材における放射性物質の測定・情報提供	小中学校等において、放射性セシウムの測定及び公表を行う。
2-1-2-1	グリーンツーリズム事業（農業体験、余暇活動）の推進	グリーンツーリズム事業（田植え・稲刈りや野菜の収穫など農業体験学習）の啓発・広報・推進を行う。
2-1-2-2	担い手の確保・育成	「明日の農業担い手育成杉戸塾」の運営による新規就農者の確保や、農地利用の集積・集約化の促進などによる担い手への支援を行う。
2-1-2-3	転作作物の栽培促進	転作作物の栽培を促進し、産地化を形成する。
2-1-3-1	農村景観や地域資源の保全	地域農業共同活動によるあぜ道や水路の除草作業等を推進し、農村景観や地域資源を保全する。
2-1-3-2	休耕地の有効活用	耕作放棄地を解消し、担い手へ農地を集積するなど農地利用の最適化を図る。
3-1-1-1	一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の推進	一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）を推進する。
3-1-1-2	公共下水道の整備・普及率向上（下水道計画区域）	認可区域内の整備を順次実施し、普及率の向上に努めていく。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
3-1-1-3	合併処理浄化槽の設置促進（下水道計画区域外）	国・県・町の助成により、合併処理浄化槽の設置推進（下水道計画区域外）をする。
3-1-1-4	事業者への排水適正管理の指導強化	水質汚濁防止法等に基づく事業者指導を県と連携して推進する。
3-1-1-5	浄化槽の法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理の指導強化	浄化槽の法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理の指導を強化する。
3-1-1-6	道路側溝等の掃除の実施・支援	自治会等で行う道路側溝等清掃への支援を行う（土嚢袋の配布及び汚泥の処分など）。 主要水路の清掃を実施する。
3-1-2-1	大膳堀（杉戸小学校付近）の維持管理	大膳堀親水路付近の堆積土除去：年間1回及びゴミ清掃：年間3回。
3-1-2-2	下水道への接続啓発（下水道接続率の向上）	毎年広報やホームページ等に記事を掲載するとともに、戸別訪問を実施する。
3-1-2-3	堀川などの一部水路への冬期導水	南側用水路や中郷用水、権現堂用水などへの冬期導水の継続実施について、用水管理者と調整を行う。
3-1-2-4	雨水貯留施設水の活用等による水生生物の逃げ場となる湿地、水たまりの保全	既存施設における雨水貯留施設水の活用等による水生生物の逃げ場となる湿地、水たまりの保全を行う。
3-1-3-1	公園、学校等への雨水貯留施設の研究・設置	研究的に設置している既存施設の維持管理の継続とその活用成果を監察しながら、今後、その他の学校に設置する必要があるか検討していく。 公園整備が必要となる開発が実施される際に指導を行う（開発等面積 3,000 m ² 以上）。 学校施設における雨水の有効活用を研究する。 全国の事例や新たな取り組み等を研究する。
4-1-1-1	ごみの発生抑制のための意識啓発	リサイクル推進員による協力を依頼する。
4-1-1-2	3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	環境に配慮した製品使用やマイバッグ等の使用推進。
4-1-1-3	多量排出事業者への減量化の促進	多量排出事業者への減量化を促進する。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
4-1-1-4	ゼロエミッション地域（工場、工業団地）づくりの支援	深輪産業団地拡張整備を進めるため支援策を検討する。
4-1-2-1	販売店への容器等の回収ボックスの設置促進	販売店への容器等の回収ボックス設置を促進する。
4-1-2-2	容器包装（紙製、プラスチック製等）分別収集の促進	容器包装（紙製、プラスチック製等）の分別収集を促進する。
4-1-2-3	リサイクル推進員及び連絡協議会の活動促進	リサイクル推進員及び連絡協議会の活動を促進する。
4-1-2-4	休止団体（子ども会）への地域による協力の支援	自治会等への働きかけ、休止団体（子ども会）への協力要請。
4-1-2-5	3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	3 R（リデュース、リユース、リサイクル）について、啓発・情報提供を行い、ごみ減量化を図る。
4-1-3-1	一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の推進	一般廃棄物処理基本計画を推進する。
4-1-3-2	ごみの不法投棄、不当な野積み、野焼きの監視強化	ごみの不法投棄、不当な野積み、野焼きの監視強化として巡回指導及びPR。
5-1-1-1	ごみの自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化	ごみの自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制を強化する。
5-1-1-2	事業者及び公共施設での緑化の推進・基準づくり	事業者及び公共施設での緑化の推進・基準づくりを行う。 事業所においても緑化の推進を依頼する。
5-1-2-1	P R T R（化学物質排出移動量届出）等を活用した有害化学物質に関する情報収集、情報提供の推進	P R T R（化学物質排出移動量届出）等を活用した有害化学物質に関する情報収集、情報提供を推進する。
5-1-2-2	事業所等における有害化学物質の危機管理を含む管理強化	事業所等における有害化学物質の事故防止や危機管理などについて、県と連携して指導していく。
5-1-2-3	発生源施設に対する立ち入り調査の実施	発生源施設に対する立ち入り調査を実施する。
5-1-2-4	公害防止施設の設置指導	公害防止施設の設置指導を実施する。
5-1-2-5	シックハウス症候群に関する啓発、建築事業者への指導	建築確認時に審査を行い指導する。
5-1-2-6	公共施設への有害化学物質含有建材の使用抑制	公共施設の新築、改築、改修時に有害化学物質含有建材の使用を抑制する。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
5-1-2-7	環境にやさしい製品のPR推進	環境にやさしい製品を幅広く啓発・広報する。
6-1-1-1	省エネルギーに関する情報発信、意識啓発	省エネルギーに関する情報発信を積極的に行い環境意識の向上を図る。
6-1-1-2	電気、ガス、水道の平均使用量及び基準値達成度の調査・公表	公共施設での電気・ガス・水道等の使用量を積極的に削減し、温室効果ガスの発生を抑制する。
6-1-2-1	太陽光発電設備の導入促進	住宅用太陽光発電システム設置費補助金の維持・設置数の普及を推進する。
6-1-2-2	次世代自動車の導入促進	次世代自動車（EV車、PHV車など）の普及啓発や導入促進を行う。
6-1-2-3	休耕地の有効利用によるエネルギー作物栽培の推進	休耕地を有効活用し、エネルギー作物（バイオマス）の栽培を推進する。
6-1-3-1	地球温暖化に関する情報提供、意識改革、行動指針の研究	エコライフデー実施等、地球温暖化に関する情報発信を行い、意識改革を促進する。行動指針についても内容を研究する。
7-1-1-1	公設の巡回バスのルート見直し等の検討	アンケートなどにより、住民意向を確認する。
7-1-1-2	『ぐるっと埼玉サイクルネットワーク道の駅アグリパークゆめすぎとと七福神を巡るルート』の維持管理及び情報提供	『ぐるっと埼玉サイクルネットワーク道の駅アグリパークゆめすぎとと七福神を巡るルート』の維持管理及び情報提供、利用促進を行う。
7-1-1-3	立哨指導及び自転車駐車場の利用促進と維持管理	立哨指導及び自転車駐車場の利用促進と維持管理。
7-1-2-1	ユニバーサルデザインを導入した歩道の整備	町道Ⅱ級10号線や町道Ⅱ級1号線等の整備を行う。
7-1-2-2	信号機、道路反射鏡等の交通安全施設の整備	危険箇所の改善を図るために、警察と連携し、信号機などの交通規制及び交通安全施設の整備を行う。
7-1-3-1	次世代自動車の普及推進（公用車更新時）	公用車を購入する際に次世代自動車の購入を検討する。
7-1-3-2	EV車、PHV車などの次世代自動車の急速充電施設等の誘致	国道4号線等交通量の多い沿線に充電インフラの整備を推進する。
7-1-3-3	アイドリングストップ運動、エコドライブの推進	アイドリングストップ運動、エコドライブを推進する。
7-1-3-4	幹線道路への植樹帯の設置または設置要請	国道・県道部の植樹帯の設置要請及び町道幹線道路への植樹帯の設置を検討する。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
7-1-3-5	幹線道路及び主要交差点における大気汚染調査の実施検討	幹線道路及び主要交差点における大気汚染調査の実施を検討する。
8-1-1-1	景観法に基づく届出により新規の大規模建築物の色彩を規制	景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物の色彩を景観法に基づく届出により規制。
8-1-1-2	住民によるまち再発見の機会創出	町の歴史に関する講座及び講演会を開催していく。
8-1-1-3	地域文化の活動支援や歴史的遺産の保存、管理	町内に存在する国・県・町指定文化財の適切な保存管理と保存団体や個人所有者への支援を行う。 平和祈念事業を実施する。 夏祭り、流灯祭などに対する活動支援を実施する。
8-1-2-1	屋外広告物規制の実施	埼玉県屋外広告物条例の許可申請に基づく受付・審査・許可を行う。 町道にある、違法な立て看板・張り紙の撤去作業を行う。
8-1-2-2	景観に配慮したごみ集積所の検討・設置	景観に配慮したごみ集積所の検討・設置を行う。
8-1-2-3	まちの顔となる道路・地区での電線の地中化、移設等の対策推進	東口通り線の検討の中で、電線の地中化を検討する。
8-1-2-4	放置自転車立哨指導及び自転車撤去の実施	放置自転車立哨指導及び自転車撤去の実施。
8-1-2-5	地区計画制度の有効活用による個性豊かな優れた景観づくりの展開	快適な住宅環境の形成、維持、保全を図るため、高野台地区、高野団地地区、深輪産業団地地区において土地利用の方針、建築物等の整備の方針等を定めており、当該計画に基づき、区域内の計画内容の届出を受理し、内容が適合しているか否かの審査を行う。
8-1-2-6	樹木や空き地の計画的管理（剪定・消毒・草刈等）と周辺住民への周知の徹底	樹木や空き地の計画的管理（剪定・消毒・草刈等）と周辺住民への周知を徹底する。
8-1-3-1	緑化活動団体（ボランティアなど）と連絡する組織の支援	町コミュニティづくり推進協議会への支援を行う。
8-1-3-2	杉戸花いっぱい運動ボランティアの活動支援	助成事業の啓発・周知を行う。
8-1-3-3	民間団体等への緑化活動支援、活動地提供	民間団体等への緑化活動支援の実施、活動場所を提供する。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
8-1-4-1	犬のフンの放置、ごみのポイ捨て対策の徹底、条例化の検討	不定期巡回等の充実や、広報誌やホームページを活用してモラルの向上を啓発する。 近隣市町の対策の調査・検討。
8-1-4-2	警察との協力体制のもと交通安全啓発の推進	高齢者の交通事故が多発していることから、杉戸警察並びに春日部自動車教習所との協働により、65歳以上を対象とした、安全運転体験講習を実施する。
8-1-4-3	公共施設等への率先したユニバーサルデザインの導入	公共施設等への率先したユニバーサルデザインの導入意識の啓発を行う。
8-1-4-4	空間放射線量の測定・情報提供	空間放射線量を定期的に測定し、住民の安心・安全に努め、公表を行う。
9-1-1-1	ホームページや広報すぎと等を活用した環境情報の提供・充実	広報すぎとやホームページ、「すぎめー。」などを活用し、環境情報を提供する。
9-1-2-1	総合的な学習の時間で環境問題への取組の拡充	年間指導計画に環境教育を位置づけ、総合的な学習の時間における環境教育を充実させる。
9-1-2-2	自然体験（作物栽培・動物飼育等）を重視した環境教育の推進	みどりの学校ファームを活かした自然体験を通した環境教育を充実させる。
9-1-2-3	子どもたちを主体とする環境保全活動の推進	子どもたちを主体とする環境保全活動を推進する。
9-1-2-4	各学校における環境教育主任をリーダーとする環境教育の推進	各学校における環境教育主任をリーダーとする環境教育を推進する。
9-1-2-5	県作成資料等の環境教育資料としての有効活用	県作成資料等の環境教育資料として有効活用する。
9-1-2-6	国、県、事業者等の環境活動実践リーダーの活用	環境活動実践リーダーと協力連携を図り、環境フェアを開催する。
9-1-2-7	環境保全活動組織（NPO等）の設立・活動支援	NPOやボランティア活動団体などの役割や地位向上のための啓発、環境保全活動組織（NPO、区、自治会、ボランティア等）の活動支援を行う。
9-1-2-8	定期的な自然観察会、環境に関する講座・学習会を関係課と連携して開催	関係機関・部署と協議・連携して、講座や学習会を開催する。
9-1-2-9	学校におけるビオトープを通した環境教育の推進	大島新田調節池を中心にビオトープを活用した環境教育を推進する。
9-1-3-1	住民、事業者、住民団体からなる組織づくりの推進	組織づくりの前段として保全活動を実施する。

施策体系	具 体 的 な 施 策	実 施 内 容
9-1-3-2	住民ボランティア制度の仕組みづくり	分野ごとのボランティア活動体験（教室）を開催する。
9-1-3-3	こどもエコクラブの活動支援	こどもエコクラブの活動支援及びこどもエコクラブ加入者への情報提供、並びに未加入者への加入促進を行う。
9-1-3-4	住民参加での環境施策決定のシステムづくりの検討	環境審議会へ毎年度実績報告を行う。 環境に関する町民会議の検討をする。
9-1-3-5	環境マネジメントシステムの管理運用	環境施策の実施及び環境マネジメントシステムの監視体制整備。
9-1-3-6	公的な環境管理（公害等）体制の設置検討	公害等の苦情に対し、適正に処理を行う。
9-1-3-7	町議会での環境への取組強化に向けての働きかけ	議員に対し、環境への情報提供を行う。
10-1-1-1	大気汚染物質削減のための自動車対策の推進	広域連携によるディーゼル車の排出ガス規制の推進をする。県・近隣市町との広域連携によるディーゼル車の排ガス規制の推進をする。
10-1-1-2	河川流域市町との連携による河川クリーン活動の実施	国・県・近隣市町との合同・連携による河川のクリーン作戦を実施する。
10-1-1-3	水源地域の森林保全への支援と上下流交流の実施	水源地域の森林保全への支援を行うとともに、上下流交流を実施する。
10-1-2-1	公共事業における外材・熱帯材の使用削減	公共施設の新築、改築、改修時に外材・熱帯材の使用抑制及び国産材・県産材の積極的使用を推進する。
10-1-2-2	海外交流事業における環境情報の交換	海外交流事業における環境情報を交換する。
10-1-2-3	S. L. C. A.（杉戸言語文化アドバイザー）との触れ合いを通じた環境学習の実施	S. L. C. A.（杉戸言語文化アドバイザー）との触れ合いを通じた環境学習を実施する。

杉 第 6 7 9 7 号
平成30年1月17日

杉戸町環境審議会
会長 坂本 正博 様

杉戸町長 古谷 松雄

杉戸町環境基本計画 第4期実施計画（原案）について

標記の件について、杉戸町環境基本条例（平成15年3月28日杉戸町条例第9号）
第9条第2項の規定に基づき、ご審議いただきたく諮問いたします。

記

杉戸町環境基本計画 第4期実施計画（平成30年度～平成34年度）

杉戸町長 古谷 松雄 様

杉戸町環境審議会
会長 坂本 正博

杉戸町環境基本計画第4期実施計画（原案）について（答申）

平成30年1月17日付け杉第6797号で諮問のあった杉戸町環境基本計画第4期実施計画（原案）について、この計画が第3期実施計画を踏まえたうえで、時代の変化や要請にこたえながら更なる環境保全を図り、緑豊かな杉戸町の環境を次世代のために継承しつつ、地球規模の課題にも対応する計画となるよう慎重に審議した結果、杉戸町環境基本計画第4期実施計画の内容については、総体的に妥当であるとの結論に至りましたので答申いたします。

なお、この計画がより効果的に実施されますよう下記の意見を付しますので、計画の推進にあたって十分留意され、真摯に対応することを望みます。

記

- 1 計画を着実に実現するために計画の進捗状況を把握し、各年度の評価を重ねるなどしながら積極的な進行管理に取り組まれない。また、新たな環境問題を的確にとらえ、次期杉戸町環境基本計画の策定に遺漏のないよう準備されたい。
- 2 計画をより効果的に実施するために、早急に有識者やボランティア団体などとの連携や町民との協働など民間の力の導入を進めること。また、国や県の諸機関との連携なども積極的に図り、幅広く行き渡る環境施策を推進されたい。
- 3 永続的でかつ将来を見据えた環境施策となるよう学校教育のみならず社会教育領域にも配慮して、より一層環境教育に重点を置き計画の推進を図られたい。
- 4 計画の推進にあたり、財政状況など厳しい状況であるが、各施策が確実に推進されるよう鋭意努力されたい。

杉戸町環境基本計画 第4期実施計画
平成30年3月

発行者 杉戸町

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29

TEL:0480-33-1111 (代表) FAX:0480-33-4550

ホームページ: <http://www.town.sugito.lg.jp/>

編集 杉戸町環境課